

中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会報告書案
「油汚染対策ガイドライン(案) - 鉱油類を含む土壌に起因する油臭・油膜
問題への土地所有者等による対応の考え方 - 」に対する意見の募集について
(お知らせ)

平成18年1月19日(木)
環境省水・大気環境局
土壌環境課
課長: 錦木 儀郎 (6650)
課長補佐: 太田 志津子 (6652)
担当: 山添 泰一 (6656)

中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会(委員長:森田昌敏 独立行政法人国立環境研究所客員研究官)において、油による土壌汚染調査・対策に関し、同専門委員会報告書案(「油汚染対策ガイドライン(案) - 鉱油類を含む土壌に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方 - 」)を取りまとめました。

本報告書案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成18年1月19日(木)から2月17日(金)まで、御意見を募集(パブリック・コメント)いたします。

1. 概要

平成17年6月24日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会(第19回)で、同部会土壌汚染技術基準等専門委員会において、油によって汚染され油臭や油膜といった生活環境保全上の支障が生じているときの対応についてガイドライン化することを検討することとされました。

これを受けた同専門委員会の検討の結果、今般、「油汚染対策ガイドライン(案) - 鉱油類を含む土壌に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方 - 」が取りまとめられました。

このガイドライン(案)は、鉱油類を含む土壌に起因して、その土壌が存在する土地の地表、あるいはその土地にある井戸の水や池・水路等の水に油臭や油膜が生じているときに、土地の所有者等が、その土地においてどのような調査や対策を行えばよいかなどについて、基本的な考え方と、取り得る方策を選択する際の考え方などを取りまとめたものです。

本報告書案について、広く国民の皆様の御意見をお聴きするため、平成18年1月19日(木)から2月17日(金)まで御意見を募集します。

なお、いただいた御意見については、取りまとめの上、同専門委員会における審議の参考に供するとともに、公表する予定です。

2. 資料の入手方法

資料(「油汚染対策ガイドライン(案) - 鉱油類を含む土壌に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方 - 」)は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)のパブリックコメント欄から入手可能です。

3. 意見の提出方法

本報告書案について御意見がある場合は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で、平成18年2月17日(金)(必着)までに下記4の提出先まで提出して下さい。

提出にあたっては、下記[意見提出用紙]の様式により、住所、氏名、年齢、性別、職業を明記して下さい。電子メールで送付される場合は、ファイル形式をテキスト形式として下さい(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います)。

また、電話での御意見の受け付け及び御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承下さい。

なお、いただいた記載内容については、個人の氏名、住所を除き公表される場合があることを御承知おき下さい。

[意見提出用紙]電子メール・郵送・FAXによる意見の募集用

宛先：中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会事務局
(環境省水・大気環境局土壌環境課)
件名：「油汚染対策ガイドライン(案) - 鉱油類を含む土壌に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方 - 」への意見
住所：
氏名(企業・団体名、部署名及び担当者名)：
年齢：
性別：
職業：
御意見：
＜対象箇所＞(報告書等の該当ページを記載して下さい。)
＜意見内容及び理由＞(簡潔かつ趣旨がわかるように記載して下さい。)

4. 提出先

中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会事務局
(環境省水・大気環境局土壌環境課)

〒100 - 8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

FAX: 03-3501-2717

電子メールアドレス: mizu-doj@env.go.jp